

## 下水道事業 受益者負担金（津山処理区）

### 1. 受益者負担金を納めていただく方は…

受益者負担金の納入義務者を「受益者」といいます。

負担金の賦課対象区域内に土地を所有する方が対象となり、土地に何らかの権利（地上権等）が設定されている場合には、両者協議のうえ受益者を決めてください。

負担金の賦課決定後に、土地の売買や相続、賃借等により受益者に変更がある場合は、その事実が発生した日から2週間以内に、必ず「受益者変更申請書」を提出してください。

土地所有者の登記変更だけでは、受益者を変更できません。

### 2. ご負担金額は…

単位負担金…560円/m<sup>2</sup>

(例) 200m<sup>2</sup>(約60坪)の土地を所有されている場合

$$560円 \times 200m^2 = 112,000円 \text{ (受益者負担金)}$$

### 3. 納めていただく時期は…

納付方法は、年4回 5年間の20回分割払いです。（一括納付いただく場合は、「前納報奨金」が適用されます。）

納付時期は、下水道が整備された年の翌年度 7月(第1納期)からです。7月中旬頃に受益者の方へ納付書をお送りしますので津山市内の金融機関にて納付してください。

分割納付の場合は、口座振替もご利用いただけます。

### 4. 前納報奨金とは…

受益者負担金を一括で納付されますと、納期よりも前に納められた負担金の額に応じて前納報奨金が交付され、その額が負担金から減額となります。第1期(7月末日)納期限までに全額を一括納付されますと、負担金総額の約8パーセントが前納報奨金として、負担金から差し引かれます。

### 5. 負担金の徴収猶予と減免とは…

受益者負担金は、下水道が整備された区域内すべての土地に対し一律に賦課されますが、土地の用途や状況により徴収猶予や負担金額が減免される場合があります。

**徴収猶予とは…** 負担金は賦課されるが、土地登記簿上の地目や現況の地目がいずれも猶予対象となる場合は、徴収時期を一定期間延期できます。

(例 農地や池沼、山林は宅地化されるまで。)

**減免とは…** 負担金が、免除または一定割合で減額されます。

(例 公衆用道路、墓地、自治会が所有する土地)



詳しくは下記までお問い合わせください。

津山市 都市建設部 下水道課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地 Tel:0868-32-2100(直通) Fax:0868-32-2156